

学校施設使用にかかる感染予防対策事項 (R5.5.8～変更)

令和5年5月8日から「新型コロナウイルス感染症」の法律上の位置付けが、5類感染症に変更されたことにより、学校施設使用に関する感染予防対策事項を以下のとおりとします。

1. 使用上の注意事項

- ①それぞれが、感染源にならないよう各自での感染防止対策をお願いします。
- ②ご利用後、トイレ等のノブ部分や施設の触れた場所などの消毒にご協力ください。

2. 使用禁止事項等

- ①下記内容により感染が疑われる方の使用については、施設の使用を禁止します。
 - ア) 平熱を超える発熱（概ね37.5℃以上）
 - イ) 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ) 倦怠感や息苦しさ等の症状
 - エ) 嗅覚や味覚の異常
 - オ) 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者
 - カ) 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - キ) その他、体調の異変により観察期間を要する場合

※皆様のご理解とご協力をお願いします。